省　令

○経済産業省令第七十七号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第四号及び第五号の規定を実施するため、特許登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特許登録令施行規則の一部を改正する省令

特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法） **第三十四条**　混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。 ２　前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第五十八条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅の登録をする場合に準用する。	（混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法） **第三十四条**　混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。 ２　前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第百条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅の登録をする場合に準用する。

附　則

この省令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

その他告示

○外務省告示第四百四十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和七年十二月九日

外務大臣　茂木　敏充

記

一　ロシア連邦大使館周辺地域

期間	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
地域	東京都港区　麻布台一丁目 麻布台二丁目 麻布台三丁目 麻布狸穴町 麻布永坂町 東麻布一丁目（一番から二十九番まで） 東麻布二丁目（一番から三十三番まで） 東麻布三丁目（一番から八番まで） 芝公園三丁目（六番） 芝公園四丁目（一番から六番まで） 虎ノ門五丁目 六本木三丁目（十六番から十八番まで） 六本木五丁目（十二番から十八番まで） 麻布十番一丁目（一番から四番まで） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点。

二　ロシア連邦通商代表部周辺地域

期間	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
地域	東京都港区　高輪三丁目（九番から十三番まで） 高輪四丁目 北品川六丁目 東五反田三丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
地域	北海道札幌市中央区　南十二条西九丁目 南十二条西十丁目 南十二条西十一丁目 南十二条西十二丁目 南十二条西十三丁目 南十二条西十四丁目 南十三条西九丁目 南十三条西十丁目 南十三条西十一丁目 南十三条西十二丁目 南十三条西十三丁目 南十三条西十四丁目 南十四条西九丁目 南十四条西十丁目